


令和4年度 果樹情報 特別号

～ ナシ黒星病の防除対策 ～

(令和4年10月20日)
福島県農林水産部農業振興課



福島県病害虫防除所より10月14日付けで「令和4年度病害虫防除情報」が発表されました。次年度の発生量を低減させるため、収穫後の防除対策（秋期防除と落葉処理）を徹底し、園地内の越冬菌密度を下げましょう。

1 ナシ黒星病の発生状況

- (1) 10月上旬における新梢葉での発生ほ場割合は、中通りでは9月から増加し、平年並から高い状況でした（図1）。
- (2) 県南地方では、翌年の伝染源となる秋型病斑の発生が確認されました（図2）。

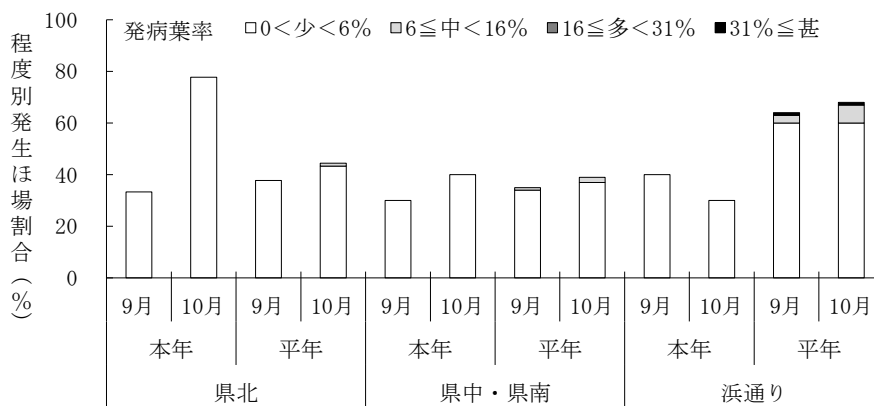


図1 新梢葉での発生状況（9月上旬・10月上旬、品種「幸水」）
調査地点：県北9園地、県中・県南10園地、浜通り10園地
平年：過去10年の平均

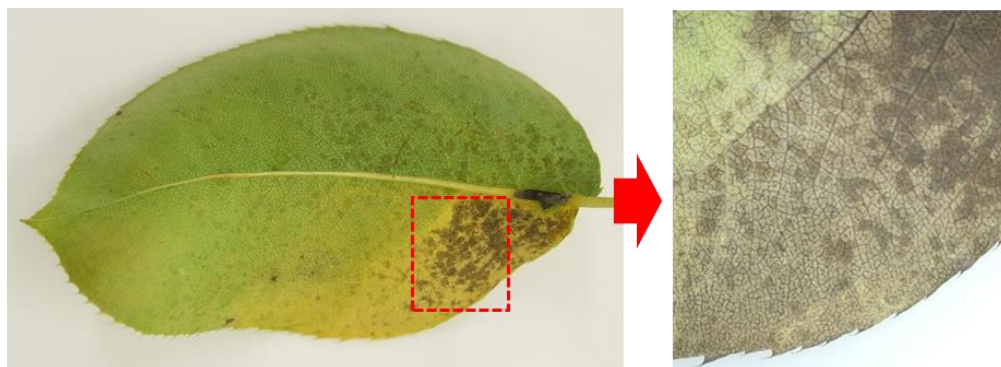


図2 ナシ黒星病秋型病斑（令和4年10月6日撮影）（拡大図）

2 防除対策

ナシ黒星病の病原菌は、病斑部位で作られた分生子が秋季の降雨によって芽のりん片や葉に感染し、翌年の伝染源となります。園地内の越冬菌密度を低下させるためには、芽のりん片への感染防止と罹病葉の除去によって伝染源を減らすことが重要です。

(1) 秋期防除

秋期防除は、翌年の伝染源となるりん片への感染を予防するために重要です。

重要な防除時期は、りん片生組織の露出(図3)が多くなる10月中旬から11月上旬頃です。薬剤散布は、落葉率80%頃を最終散布の目安とし、2週間間隔で3回程度実施しましょう(図4)。

なお、薬剤散布は降雨前の実施を心がけ、薬液が棚上の枝先まで十分量かかるよう丁寧に散布してください。また、地域の防除暦等を参照し、薬剤の使用濃度、収穫前日数等の農薬使用基準を遵守してください。



図3 露出したりん片生組織
(写真提供：農業総合センター果樹研究所)

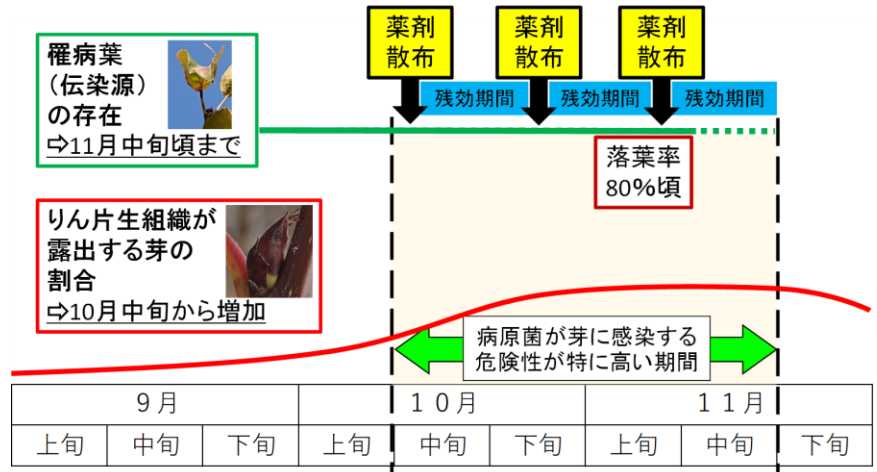


図4 秋期防除の実施時期のイメージ
(図提供：農業総合センター果樹研究所)

(2) 落葉処理

園内外の秋型病斑が認められる罹病葉を含む落葉は、翌年の伝染源となるため、丁寧に集めて土中に埋めるなど適切に処分しましょう。

また、乗用草刈機やロータリーを利用した機械的処理による防除効果が確認されています。

乗用草刈機による粉碎処理(図5)は、落葉が500円玉程度の大きさになるまで丁寧に実施しましょう(図6)。

ロータリーによる中耕すきこみ処理は、落葉が地上に露出しないように丁寧に実施しましょう。



図5 粉碎処理の状況
(写真提供：農業総合センター果樹研究所)



図6 粉碎処理の目安
(提供：農業総合センター果樹研究所)

秋期防除と落葉処理を徹底し、越冬菌密度を減らしましょう！

病害虫の発生予察情報・防除情報

病害虫防除所のホームページに掲載していますので、参照してください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/37200b/>

農薬の散布は使用基準を遵守し、散布時の飛散防止に細心の注意を払いましょう。

発行：福島県農林水産部農業振興課 農業革新担当 TEL 024(521)7344
(以下の URL より他の農業技術情報等をご覧ください。)

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/>